

令和4年度第1回 岩手県後期高齢者医療広域連合 個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和5年2月3日（金）午後1時21分から午後3時10分まで

会 場 岩手県自治会館 4階 第5会議室

出席者 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会委員

内田浩会長、内澤稲子委員、小野寺弘純委員、窪幸治委員

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局

吉田事務局長、鎌田次長兼総務課長、畠山業務課長、佐藤（秀）主任、遠藤主任、

澤里主事

欠席委員 小保内義和 委員

1 開会（午後1時21分）

2 あいさつ

事務局長があいさつを行った。

3 諮問書手交

事務局長から会長に対し、諮問書を手交した。

4 審議

後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウド移行等に伴う特定個人情報保護評価（PIA）の再実施について（諮問）

- ・ 後期高齢者医療広域連合及び市町村において利用している後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）のクラウド化に当たり、当広域連合における後期高齢者医療制度関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、「適合性」及び「妥当性」の観点から審議が行われた。
- ・ 委員から、クラウド化の詳細や、クラウドサービス提供事業者における事務の流れ、県民等への適切な公表の在り方等について質疑があった。
- ・ 審議終了後、答申案について委員間で協議が行われ、評価書に記載された特定個人情報保護ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価指針に定める実施基準等に適合しているとともに、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。
- ・ 答申において、前記のほか、個人のプライバシー等の権利利益への侵害が考えられることを十分に認識し適正な運用に努めるとともに、適宜必要な見直しを図りながら安全管理措置の構築に配慮するよう要請があった。

5 報告

(1) 個人情報保護法改正に伴う関係条例の制定改廃について

法改正に伴い、以下のア～ウのとおり進めることについて事務局より説明した。

- ア 現行の「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を廃止し、「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例」を制定する。
- イ 情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合することとし、「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定する。
- ウ 議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるため、「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定する。

(2) 令和3年度における個人情報保護・情報公開制度の実施状況について

令和3年における各制度の実施状況、処理件数等について事務局より説明した。

- ・ 上記(1)(2)について、委員から県条例との取扱いの違い、行政文書開示請求における全部開示と部分開示の取扱いの違い等について質疑があった。

6 その他

特になし

7 閉会（午後3時10分）